

第6次ひがしまつやま共生プラン 令和8年度事業計画

資料 4

I 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(1) 男女の共同参画意識の啓発	①意識啓発活動の推進	1	男女共同参画の意識が広がるよう、あらゆる機会を通じて市民に向けた啓発活動を行います。	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるため講演会や講座等の開催	・男女共同参画に関する専門講座、きらめき出前講座等を開催	講座開催回数	2回	人権市民相談課	1
				固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の開催	・男女共同参画に関する専門講座、きらめき出前講座等を開催	講座開催回数	2回	人権市民相談課	2
	②男女共同参画に関する情報の収集と提供	2	男女共同参画に関する情報や図書等を収集するとともに、市民へ提供します。	男女共同参画に関する図書等の収集・提供	・「図書館だより」への関連記事の掲載 ・関連テーマ図書の展示	PRする回数	3	生涯学習課 (市立図書館)	3
(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画の推進	3	学校において、人権の尊重、男女平等の視点に立った教育を行います。	性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるような生徒指導・進路指導の充実	キャリアパスポートを中心とした、キャリア教育の充実を推進する。	実施校数 (中学校)	5校	学校教育課	4
	②家庭や地域における教育・学習機会の提供	4	家庭や地域における男女平等を推進するための学習機会を提供し、社会教育の充実を図ります。	各種セミナー・講座の開催及び情報提供	・市広報紙男女共同参画情報「ほっとらいん」、市ホームページ等での周知啓発	PRする回数	5回	人権市民相談課	5
				出前講座の開催	・きらめき出前講座のメニューに、男女共同参画社会の実現をテーマとした講座を取り入れ実施する。	開催回数	1	生涯学習課	6
(3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進	①外国における課題と取組の理解促進	5	男女共同参画に関する国際理解を深めるため、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。	国際的な課題に対する情報共有	・多文化共生及び男女共同参画を学ぶための国際交流協力研修を開催	研修参加者人数	50人	地域支援課	7
	②国際交流・支援の推進	6	在住外国人に向けての相談体制・情報提供の充実を図ります。	在住外国人のための相談体制の整備及び、多言語版の情報紙、生活ガイドブック等による情報提供	・外国人総合相談センター及び担当窓口への案内 ・HP等で情報提供 ・職員向け「やさしい日本語」研修の実施 ・「やさしい日本語」による国際交流協会ニュース発行	情報提供等の回数	60回	地域支援課	8

Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり～東松山市女性活躍推進計画～

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(4)働く場における男女共同参画の推進	①雇用機会の均等と、公平な待遇の確保及び各種ハラスメントの防止	7	男女共同参画の視点による職場の環境づくりを推進し、性別による不平等な慣行等の見直しを働きかけ公平な待遇の実現を図ります。	市役所におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント行為の正しい理解の促進と防止対策の徹底	・ハラスメント防止に係る研修の実施 ・電子掲示板で周知	研修の実施回数	1回	人事課	9
				企業等における採用や労働賃金等における男女格差の是正及び労働条件等の改善の啓発とハラスメント防止対策の促進	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・労働者及び使用者を対象に、男女共同参画の視点を意識した内容で講座等を開催する。	講座等の回数	1回	商工観光課	10
	②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	8	育児・介護休業法、女性活躍推進法等の周知や制度の普及を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会を目指します。	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と両立支援の整備促進（長時間労働の削減、短時間勤務制度、業務のDX化の導入・拡充）	・計画的な休暇の取得を促進 ・課長会議で周知 ・電子掲示板で随時情報提供を実施	課長会議で情報提供する回数	1回	人事課	11
					・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・労働者及び使用者を対象に、ワーク・ライフ・バランスを意識した内容で講座等を開催する。	講座等の回数	1回	商工観光課	12
					・各種講座、会議内での啓発 ・セミナー、会議等での啓発チラシ配布 ・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」を掲載	PRする回数	5回	人権市民相談課	13
	③女性の職業生活における活躍の推進	9	女性が能力を十分に発揮できるよう起業・再就職の相談や情報提供を行います。	就労・起業に関する情報提供や意識啓発、相談体制・支援の継続	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・労働者及び使用者を対象に、ワーク・ライフ・バランスを意識した内容で講座等を開催する。	講座等の回数	1回	商工観光課	14
		10	指導的立場に積極的に女性が参画できるよう、市内事業所へ、働きやすい職場づくりに向けた取組を促進します。	ポスター・チラシ・講演会等による市内事業所への啓発	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・女性の働き方について意識した内容のセミナーを開催する。	女性向けセミナー回数	1回	商工観光課	15

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(5) 子育て と介護 への支 援	①子育て支 援の充実	11	多様なニーズに応じた 子育てサービスや、育 児不安や虐待に関する 相談の充実を図りま す。 また、子育て家庭への 経済的な支援を実施し ます。	「こども家庭センター」を中心 に関係機関と連携し、こどもの 虐待に予防的に対応する取組の 実施	生活保護世帯のうち必要と認めたこどものいる世 帯に対する訪問の連携 年に1回以上の同行訪問	対象世帯の訪問達 成割合	80%	社会福祉課	16
					こども家庭センターの専門職等と連携しながら、 妊娠期からハイリスク者への助言指導を実施	情報共有会議回数	12回（月 1回開 催）	健康推進課	17
					・各校でPTA人権教育講演会の実施 ・要保護児童対策地域協議会との連携を図る ・スクールカウンセラー、スクールソーシャル ワーカー、学校相談員と連携した取組を実施す る。	実施校数	16校	学校教育課	18
					・要保護児童対策地域協議会の実施	会議開催回数	9回	こども支援課	19
			育児不安や子育てに関する相談 窓口の充実	母子手帳の交付時、産婦訪問時及び赤ちゃん相談 時に相談を実施し、伴走型支援を行う。	相談件数 ・母子手帳交付時 ・助成券差し替え 時 ・産婦訪問時 ・赤ちゃん相談時	550 60 500 180 =1,290 件	健康推進課	20	
			・こども家庭センターの運営実施 ・子育て支援拠点での相談実施 ・子育てコンシェルジュの運営実施 ・虐待予防事業「すくすく子育て練習講座」の開 催	相談件数	－	こども支援課	21		
			放課後子ども教室の充実	1クラスの人数を16名として、市内全小学校で 実施（週2日）。	活動日数	平均51日 /校	こども支援課	22	
子育て家庭への経済的支援	・こども医療費支給制度の周知 ・児童手当の周知 ・ひとり親家庭等医療支給制度の周知 ・児童扶養手当の周知 ・遺児手当の周知 ・母子家庭等対策総合支援制度の周知 ・妊婦のための支援給付金制度の周知	広報紙への 掲載回数	18回	こども支援課	23				

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(5) 子育て と介護 への支 援	①子育て支 援の充実	11	多様なニーズに応じた 子育てサービスや、育 児不安や虐待に関する 相談の充実を図りま す。 また、子育て家庭への 経済的な支援を実施し ます。	保育施設、放課後児童クラブの 充実	・既存保育施設の運営維持 ・民間放課後児童クラブの規模の適正化等の支援	保育施設等の開設 数	55か所	保育課	24
				延長保育、病児保育、一時保 育、乳幼児等通園支援事業等の 実施	・延長保育事業（公立5施設・私立23施設）、 一時預かり事業（公立2施設・私立10施設）、幼稚園 預かり保育（私立6施設）、病児保育事業（1 施設）、休日保育事業（公立1施設）を継続実施 ・「幼児教育・保育の無償化」に係る償還払いに ついて、年4回、対象者に対し、請求の案内文書 を郵送する。 ・認可保育所や小規模保育事業所、認定こども園 （保育部分）の利用児童のうち第2子以降の0～ 2歳児について保育料を無料化	事業実施か所数	48か所	保育課	25
	②地域にお ける子育て 支援の促進	12	社会全体で子育てをサ ポートする仕組みや、 子育てをしている保護 者のネットワークづく りを支援します。	子育て支援の促進	子育てサロンや子育て支援センターへの職員派遣 による子育て支援の実施	派遣回数	5回	健康推進課	26
				乳幼児とのふれあい体験の実施	・赤ちゃん抱っこ体験において、乳幼児とのふれ あい体験を充実させる。	実施校数	7校	学校教育課	27
				ファミリー・サポート・センター の充実	ファミリー・サポート・センターの周知	広報紙への 掲載回数	2回	こども支援課	28
				子育てサークルの育成や地域の 子育てネットワークへの支援	地域子育てサロン談話会の開催	談話会の開催	1回	こども支援課	29
	③高齢者・ 障害のある 人とその介 護者への支 援	13	高齢者や障害のある人 が、地域で自立して生 活できるよう、各種 サービスの充実を図り ます。	障害者福祉サービスの充実	生活サポート事業や意思疎通支援事業などを実施	生活サポート事業 利用時間 手話通訳者 派遣件数	10000 時間 700件	障害者福祉課	30
				高齢者福祉サービスの充実	・緊急通報システムの継続実施 ・配食サービスの継続実施 ・寝具類洗濯等サービスの継続実施	年間利用件数	—	高齢介護課	31

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(6) 生涯を通じた 男女の健康支援	①健康の保持・増進	14	男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について選択できるよう、妊娠・性感染症等に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。	電話相談や保健指導などによる、性感染症等への対応や情報提供	・HIV、性感染症に関するチラシ等の配布 ・電話相談、情報提供等の実施	チラシを配布する妊婦の数	518件	健康推進課	32
				思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実	学習指導要領に基づき、各校の年間指導計画の中に位置づけ、性教育を実施する。	実施校数	16校	学校教育課	33
		15	男女が共に健やかに暮らすために、健康保持対策を推進し、生涯にわたり支援を行います。	健康保持・増進のための啓発や活動の充実	・ハッピー体操の普及 ・介護予防教室の実施 ・いきいきパス・ポイント事業の普及	いきいきパス・ポイント奨励品申込者数	1,550人	高齢介護課	34
					・地域イベントでのPRを実施 ・各地域団体、商工会などの総会等にてPRを実施	PRする回数	25	保険年金課	35
					各種運動教室の実施	教室等実施回数	18回	健康推進課	36
					・シニアゴルフ大会 ・スポーツ発見教室 ・親子ウォーキング ・グラウンドゴルフ大会 ・親子スポーツ教室	開催回数	11回	スポーツ課	37
	②こころの健康支援	16	男女のこころの健康が保たれるよう、各種相談窓口の充実や、対策・支援を進めます。	各種相談窓口の充実	・女性相談を月3回実施 ・女性相談カードの設置による周知 ・市広報紙やメール配信等による周知	PRする回数	30回	人権市民相談課	38
					・総合教育センターにおいて、面接又は電話での相談に応じる。	実施件数	—	学校教育課	39
				民生委員・児童委員活動との連携	民生委員・児童委員に対する研修会	実施回数	2回	社会福祉課	40

Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進	①審議会等への女性の登用・参画促進	17	各種審議会等への女性の委員の登用や政策・方針の立案・決定の場への男女共同参画を促進します。	審議会等における委員の男女比率の均衡の促進	・東松山市審議会等の委員選任要綱に基づき、委員の一部を公募とするよう、掲示板等で周知する。	掲載回数	2回	政策推進課	41
					・各審議会に女性の委員を登用してもらうよう、担当部署に要請する。	要請回数	1回	人権市民相談課	42
				管理監督職への積極的登用	・昇任試験の実施	昇任試験の実施回数	主査試験・課長試験、各1回	人事課	43
	②男女共同参画の推進を担う人材育成	18	各分野への女性の登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。	講座や会議等による女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	・国・県・市主催の講座等、学習機会の情報を提供	情報提供回数	5回	人権市民相談課	44
					・社会教育講座の中で女性の人材育成を促進する講座を計画し実施する。	開催回数	2	生涯学習課	45
(8) 地域社会における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の促進	19	自治会等の地域活動への参加及び、会長や役員の就任について男女共同参画を促進します。	地域活動における女性と男性、双方の視点を反映させるための啓発	地域活動団体に対し、情報提供を行う。	情報提供回数	1回	地域支援課	46
				コミュニティ活動への男性の参画を促進するための情報提供	・地域での見守り、美化活動等への男性の参加促進 ・チラシの配布 ・市民活動センターで開催される講座への男性の参加を積極的に促進	コミュニティ情報誌発行回数	84回	地域支援課	47
	②災害の分野における男女共同参画の推進	20	男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	男女のニーズに対応した防災・復興体制の確立	・指定緊急避難場所兼指定避難所、指定緊急避難場所の運営に女性の意見が反映される体制を確立する。	東松山市災害対策動員計画において、避難施設に1人以上の女性職員を配置した施設数	36施設	危機管理防災課	48
				女性や要配慮者など多様なニーズに対応した避難所の環境整備	・避難所運営マニュアルを、女性や社会的弱者などの多様なニーズに配慮したマニュアルとなるよう更新する。	見直し回数	1回	危機管理防災課	49

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(9) 男女共同参画推進体制の整備	①市における男女共同参画推進体制の強化	21	職員一人一人の男女平等意識の醸成を図るとともに、個々の能力が十分に発揮できる環境を整えます。	人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用	・人権市民相談課と協力し、男女共同参画に資する研修を実施する	研修の実施回数	1回	人事課	50
				特定事業主行動計画に基づいた環境整備	・職員一人一人の能力と業績を適正に評価するとともに、計画的に人材育成に取り組むことを目的に、人事評価制度による能力評価及び業績評価を実施	業績評価を実施した回数	1回	人事課	51
				男女共同参画に関する職員研修の充実	・制度の周知 ・男性職員の育児に関連する特別休暇や育児休業の取得を推進 ・課長会議で周知	課長会議で情報提供する回数	1回	人事課	52
					・人事課と協力し、男女共同参画の推進に関する職員研修を実施	研修実施回数	2回	人権市民相談課	53
				男女共同参画庁内連絡会議の実施	・男女共同参画庁内連絡会議委員を中心に、共生プランの進捗管理を行う。	進捗管理回数	1回	人権市民相談課	54
	②市民・事業者等との連携による計画の推進	22	市民や事業者の、男女共同参画を推進する会議等への参加を促進します。 また、市民との協働による情報提供の充実を図ります。	東松山市男女共同参画審議会の意見の施策への反映	・東松山市男女共同参画審議会を開催 ・男女共同参画社会の実現に向けた意見・提言を聞き、施策に反映させる。	会議開催回数	1回	人権市民相談課	55
				市民との協働による情報の収集、発信	・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」の掲載 ・講座アンケート等で情報や意見を収集。	アンケート実施回数	5回	人権市民相談課	56
	③男女共同参画に関する現状の分析・計画の進捗管理	23	調査等を行い、男女共同参画の現状の把握に努めます。また、計画の実施状況を定期的に分析・公表し、進捗管理を行います。	市民意識調査等の実施による実態の把握と分析	令和8年度の市民意識調査に男女共同参画に関する設問を加え、調査を実施する。	調査実施回数	1回	広報広聴課	57
					・令和8年度市民意識調査について、「第6次ひがしまつやま共生プラン」の数値目標の基礎資料等に活用することを視野に入れ、男女共生に係る項目が有用な資料となるよう設問の設定をする。	調査実施回数	1回	人権市民相談課	58
				施策の実施状況の分析・把握と結果の公表	・関係各部署に依頼して進捗管理を行い、結果を公表する	公表回数	1回	人権市民相談課	59

Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり～東松山市DV防止基本計画～

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(10) あらゆる 暴力の根 絶	① DV防止 対策の推進	24	各関連法の周知及び意識 啓発に努めます。ま た、暴力の発生を未然に 防ぐための環境づくりを 推進します。	講座（デートDVを含む）の開催 及びチラシ等による防止・意識 啓発	・DV防止に関する講座を開催 ・中学校等でデートDV防止についてのセミナー を開催	講座開催回数	3回	人権市民 相談課	60
	①相談窓口 の周知	25	DVに関する相談窓口 や支援情報についての 周知に努めます。	配偶者暴力相談支援センターを はじめとする相談窓口及び支援 情報についての周知	・女性相談カードを配架し、配偶者暴力相談支援 センターについて周知する ・女性に対する暴力をなくす運動（11月）のポ スター掲示、チラシ配架 ・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」 に相談窓口について掲載する	PRする回数	6回	人権市民 相談課	61
(11) 安心して 相談でき る体制づ くり	②相談体制 の充実	26	配偶者等からの暴力の根 絶に取り組むため、関係 機関や関係各部署との連 携を図ります。	DV対策庁内連携会議を活用し た連携	・DV対策庁内連携会議で情報共有 ・関係各課と情報漏えい防止に関する会議を実施	会議開催回数	1回	人権市民 相談課	62
	①早期発見 体制の整備	27	教職員、保健師、保護 者等へ被害者保護の正 しい理解や通報などの 義務について啓発に取り 組み、早期発見を推 進します。	被害者保護のための情報共有と 関係機関との連携を強化 保護者や地域の民生委員・児童 委員への啓発	民生委員・児童委員に対する研修会 要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関に よる情報共有 ・民生委員・児童委員との連携を図り、連絡協議 会を開催し、情報を共有する。 ・児童虐待通報ダイヤルの周知 ・要保護児童対策地域協議会を利用した情報共有	実施回数 要保護児童対策地 域協議会参加回数 実施校数 広報紙への 掲載回数	2回 6回 16校 1回	社会福祉課 健康推進課 学校教育課 こども支援課	63 64 65 66
(12) 自立への 支援	②保護体制 の強化	28	県、児童相談所、警察 など関係機関との連携 や制度の整備により、 被害者保護に取り組み ます。	被害者保護のための情報管理の 徹底 配偶者暴力相談支援センターに おける緊急時の安全確保	・担当者を置き、住民票及び戸籍の附票の交付請求等の 制限を行い、被害者保護のための措置を講じる。 ・住民記録システム及び戸籍管理システムにおいて、支 援措置対象者である旨を表示し、注意喚起を行う。 ・依頼のあった関係各課に対し、情報提供を行う。 ・暴力から身を守るため、必要に応じ被害者を緊 急保護施設に一時保護する	情報提供回数 緊急一時保護人数	12回 —	市民課 人権市民 相談課	67 68
	③生活再建 に向けた支 援の充実	29	DV被害者支援のため、 関係機関と連携し、 自立支援の充実を 図ります。	各種福祉サービス等を活用した 自立支援	・関係各課等と連携し、被害者の自立に向けた支 援を行う 生活困窮者自立支援制度及び生活保護の運営	連携した回数 新規相談件数	— 生活困窮者 自立支援制 度:150件 生活保護: 500件	人権市民 相談課 社会福祉課	69 70

V 困難な問題を抱える女性への支援体制づくり～東松山市困難女性支援基本計画～

主要課題	施策	施策 No.	施策の内容	主な取組	令和8年度事業予定	活動指標	目標	担当部署	No.
(13) 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	①困難な問題を抱える女性に寄り添った支援	30	包括的かつ継続的な自立支援を実施します。	関係機関と連携した包括的な支援体制の整備	・関係各課等と連携し、被害者の自立に向けた支援を行う	連携した回数	—	人権市民相談課	71
	②相談支援の充実	31	相談者が自立した生活を送れるよう支援します。	相談員の資質向上	・県等が開催する研修会等に参加し、女性支援に関する専門的知識を習得する	参加回数	2回	人権市民相談課	72